

建築物確認申請手数料の免除について

株式会社 安心確認検査機構

令和元年9月、10月に来襲した「台風15号及び19号」により、被害を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。

弊社では、住宅の被害を受けられた被災者の方々に対して、被災者支援並びに復興の一助として、次の要件に該当する場合には、建築確認申請の手数料を免除いたします。

1. 対象者

台風15、19号により、住宅が滅失し、又は破損した方で当該建築物のり災証明書の発行を受けた方及び同居家族の方

2. 対象工事

当該滅失した住宅の建築又は破損した住宅の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替え

3. 免除する手数料

建築物確認申請手数料

4. 免除の期間

被災した日から起算して1年以内に確認申請がされるもの

5. 申請方法

確認申請手数料免除申請書（別紙様式）により、市町村長の発行するり災証明書を添付のうえ、建築確認の申請と同時に申請手数料免除申請を行ってください。

詳しくは、下記事務所へお問い合わせください。

本部事務所 電話 029-224-8522

つくば事務所 電話 029-838-5200